

【 画像診断 】

162 関節リウマチに対するMRI撮影の算定について

《令和6年5月31日》

○ 取扱い

関節リウマチ（初診時・経過観察時）に対するE202磁気共鳴コンピューター断層撮影（MRI撮影）（四肢）の算定は、原則として認められる。

○ 取扱いを作成した根拠等

関節リウマチに対する磁気共鳴コンピューター断層撮影（MRI撮影）は、関節、軟部組織、骨内部の評価に有用であり、滑膜炎の描出やX線写真で認識できない骨変化の評価などが可能である。

以上のことから、関節リウマチ（初診時・経過観察時）に対するE202磁気共鳴コンピューター断層撮影（MRI撮影）（四肢）の算定は、原則として認められると判断した。